

秋田県中小企業振興委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、「秋田県中小企業振興委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、「秋田県中小企業振興条例」（平成26年秋田県条例第62号）（以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、県からの情報提供及び各関係機関同士の情報共有を図るとともに、中小企業振興に係る県施策の推進等について意見交換等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員20人以内で組織する。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員は、条例第15条に掲げる次の各号の者のうちから、秋田県知事が委嘱する。

一 中小企業者

二 中小企業支援団体

三 金融機関

四 大企業者

五 大学等

六 県民その他の中小企業の事業活動と関係がある者

4 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任することができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員会の会務を統括し、委員会を代表する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

4 委員が会議に出席できないときは、委任による代理出席を認める。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、秋田県産業労働部産業政策課に置き、運営に係る事務を担当する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。